3　その他の審査項目（社会性等）　記入例・記載要領

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番		
建設業退職金共済制度加入の有無	41	1 〔1. 有、2. 無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	42	1 〔1. 有、2. 無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	43	1 〔1. 有、2. 無 〕
若年技術職員の継続的な育成及び確保	44	1 〔1. 該当、2. 非該当 〕
新規若年技術職員の育成及び確保	45	1 〔1. 該当、2. 非該当 〕
CPD単位取得数	46	60（単位）　技術者数 10（人）
技能レベル向上者数	47	0（人）　技能者数 12（人）　控除対象者数 0（人）
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	48	5 〔1．えるぼし認定（1段階目）、2．えるぼし認定（2段階目）、3．えるぼし認定（3段階目）、4．プラチナえるぼし認定、5．非該当〕
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	49	4 〔1．くるみん認定、2．トライくるみん認定、3．プラチナくるみん認定、4．非該当 〕
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	50	2 〔1．ユースエール認定、2．非該当 〕
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	51	3 〔1．「全ての建設工事で実施」に該当、2．「全ての公共事業で実施」に該当、3．非該当 〕
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	52	2 〔1. 有、2. 無 〕

審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合、「1」を記入します。

審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が、技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合、「1」を記入します。

技術職員数（A）	若年技術職員数（B）	若年技術職員の割合（B／A）
10（人）	2（人）	20

新規若年技術職員数（C）	新規若年技術職員の割合（C／A）
1（人）	10

建設業の営業継続の状況

営業年数	53	31（年）
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	54	2 〔1. 有、2. 無 〕

休業期間、廃業期間、許可切れ期間を記入します。

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 平成 令和 58年 9月 30日	1年 2か月	平成3年3月廃業　平成4年5月許可及び○×建設株式会社

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

組織変更、事業譲渡、合併等の内容を記入します。

平成23年4月1日以降の申し立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合、「1」とし、その開始決定日等を記入します。

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	55	1 〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	56	2 〔1. 有、2. 無 〕
指示処分の有無	57	2 〔1. 有、2. 無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況	58	3 〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無〕
公認会計士等の数	59	1（人）
二級登録経理試験合格者等の数	60	2（人）

該当する常勤職員の数を記入します。

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）	61	0（千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	62	10（台）

該当する建設機械を所有又は審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合、その台数を記入します。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション２１の認証の有無	63	2 〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ９００１の登録の有無	64	1 〔1. 有、2. 無 〕
ＩＳＯ１４００１の登録の有無	65	2 〔1. 有、2. 無 〕

41　建設業退職金共済制度加入の有無

審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合又は、審査基準を満たしていない等の理由で、証明書が発行されない場合は「2」を記入する。

確認資料：審査事業年度に該当する建設業退職金共済事業加入・履行証明書

42　退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入する。

① 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項の規則が定められていること。
② 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
③ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済の契約が締結されていること。
④ 厚生年金基金が設立されていること。
⑤ 法人税法に規定する適格退職年金契約が締結されていること。
⑥ 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
⑦ 確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

確認資料： ① 就業規則（ただし、常時 10 人以上雇用している場合は、労働基準監督署の認定印のあるもの） ②「中小企業退職金共済事業」の掛金等の振替結果のお知らせ（ハガキ）又は独立行政法人勤労者退職金共済機構が発行する加入証明書（3 ヶ月以内の発行） ③～⑦ 審査基準日時点において当該制度に加入していることが証明できるもの

43　法定外労働災害補償制度加入の有無

審査基準日において、次の①から⑥の間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

①（公財）建設業福祉共済団　②（一社）全国建設業労災互助会　③全日本火災共済協同組合連合会
④（一社）全国労働保険事務組合連合会　⑤保険会社　⑥中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者

ただし、⑤、⑥と契約を締結している場合には、次のアからウについて、全て契約に含まれていることが必要。

ア 下請負人も含めて補償されること。
イ 業務災害及び通勤災害が補償されること。
ウ 死亡及び障害等級 1 級から 7 級までに係る災害が補償されること。

※　準記名式傷害保険については、政府の労災保険に加入していることが必要。

確認資料：審査基準日時点において当該制度に加入していることが証明できるもの ※　準記名式傷害保険契約の場合は、審査基準日を含む労災保険の領収済通知書

44　若年技術者の継続的な育成及び確保の状況

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数（A)」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数（B)」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合（B/A)」の欄には「若年技術職員数（B)」の欄に

記載した数値を「技術職員数（A)」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

45　新規若年技術職員の育成及び確保の状況

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の 1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数（C)」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満 35 歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合（C/A)」欄には「新規若年技術職員数（C)」の欄に記載した数値を前項「技術職員数（A)」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

46・47　知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

○CPD 単位取得数

審査基準日以前 1 年間に常勤の所属技術者が取得した CPD 単位数の合計を記載する。

各技術者の CPD 単位の算出方法は次のとおり

審査対象年に CPD 認定団体によって取得を認定された単位数÷別表の数値×３０＝CPD 単位

・技術者ごとに算出した単位数を、技術職員名簿の「CPD 単位取得数」の欄に記載すること。

・技術職員名簿（別紙 2）に記載のない技術者（2 級技士補が該当）について申請する場合、様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」《→様式 P6》を作成すること。

・上記の計算によって端数が出る場合、小数点以下は切り捨てとする。

・1 人の技術者が複数の CPD 認定団体から単位の認定を受けている場合、合算は認めない。

・各技術者の CPD 単位の上限は 30 とする。

別表

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	
公益社団法人地盤工学会	
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	
一般社団法人日本環境アセスメント協会	
公益社団法人日本技術士会	
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	
公益社団法人農業農村工学会	
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	
一般社団法人日本建設業連合会	
一般社団法人日本建築学会	
一般社団法人建築設備技術者協会	

一般社団法人電気設備学会	
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	
公益財団法人建築技術教育普及センター	
一般社団法人日本建築構造技術者協会	

確認資料：CPD 認定団体が発行する単位取得証明書（受講証明書では不可）の写し
※　証明期間が基準日以前１年間となっているもの

○技術者数
技術職員名簿に記載した技術者の人数＋2 級技士補の人数を記入する。
また、技術職員名簿（別紙 2）に記載のない技術者（2 級技士補が該当）について申請する場合、様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」《→様式 P6》を作成すること。

○技能レベル向上者数
審査基準日以前 3 年間に建設業キャリアアップシステムの認定能力評価基準により受けた評価が 1 以上向上（レベル 1 からレベル 2 等）した常勤の所属技能者の人数を記入する。
なお、認定能力評価基準による評価を受けていない場合には、レベル 1 として取り扱う。

確認資料：能力評価（レベル判定）結果通知書の写し
※ 能力評価を受けた日が基準日の過去３年間の中に含まれているもの

○技能者数
審査基準日以前 3 年間に建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される常勤の技能者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く）の人数を記入する。
なお、主任技術者となる資格を有する者を含めることは差し支えない。
また、様式第 5 号「技能者名簿」《→様式 P7》を作成すること。

確認資料：
・基準日以前３年間に稼働していた工事に係る作業員名簿の写し
・常勤性を確認する書類（※技術職員の確認資料と同様）

○控除対象者数
審査基準日の 3 年前の日以前にレベル 4 の評価を受けていた常勤の技能者の人数を記入する。

確認資料：能力評価（レベル判定）結果通知書の写し
※ 能力評価を受けた日が基準日の３年前の日以前のもの

48　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況
審査基準日時点で有効な認定を労働局長から受けている場合は、認定状況の該当番号を記入する。

確認資料：都道府県労働局長が交付する基準適合一般事業主認定通知書の写し
※審査基準日時点で認定取り消しまたは辞退となっている場合は加点の対象外

49　次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

審査基準日時点で有効な認定を労働局長から受けている場合は、認定状況の該当番号を記入する。

確認資料：都道府県労働局長が交付する基準適合一般事業主認定通知書の写し ※審査基準日時点で認定取り消しまたは辞退となっている場合は加点の対象外

50　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

審査基準日時点で有効な認定を労働局長から受けている場合は「1」を記入する。

確認資料：都道府県労働局長が交付する基準適合事業主認定通知書の写し ※審査基準日時点で認定取り消しまたは辞退となっている場合は加点の対象外

51　建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

審査基準日以前１年以内に発注者から直接請け負った建設工事で、CCUS 上での現場・契約情報の登録を行い、建設工事に従事する者が直接入力によらない方法で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備をしている場合、民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合は「1」を、全ての公共工事で実施した場合は「2」を、非該当の場合は「3」を記入する。

※建設工事について、①日本国外の工事、②建設業法施行令で定める軽微な工事（工事一件の請負代金の額が 500 万円（建築一式工事の場合は 1,500 万円未満、または面積が 150 ㎡未満の木造住宅を建設する工事）及び③防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された災害応急工事は対象外となる。

※直接入力によらない方法とは、就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム（https://www.auth.ccus.jp/p/certified）により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等をいう。

※審査基準日以前１年のうちに、審査対象工事を１件も発注者から直接請け負っていない場合には加点しない。

確認資料：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書《→様式 P8》

52　建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度（以下「自主宣言制度」という。）の宣言の有無については、審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、別記様式第７号に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約書を提出している場合に、「１」を記入する。

確認資料：建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言書 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書《→様式 P9》

53　営業年数

審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成 23 年 4 月 1 日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再

生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。また、年未満の端数は切り捨てる。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

確認資料：前期の決算に係る経営事項審査申請書の副本（受付印のあるもの）

54　民事再生法又は会社更生法の適用の有無

平成 23 年 4 月 1 日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

確認資料： 裁判所から送付される手続開始決定通知書の写し、手続終結決定を証する書面の写し（官報等）

55　防災協定の締結の有無

審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入する。

確認資料： 栃木県と栃木県建設産業団体連合会が締結した「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」による協力者である場合、その旨を審査担当者に伝えること（協定書に基づき栃木県に提出された業務協力者名簿により確認） 災害時の応急対策業務の実施に関する覚書、協定書の写し及び業務協力者名簿等

56・57　営業停止処分の有無、指示処分の有無

審査対象年において、法第 28 条の規定による営業の停止を受けた場合、又は指示処分を受けた場合はそれぞれ「1」を、受けていない場合は「2」を記入する。

58　監査の受審状況

審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、常勤の職員である公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入する。

確認資料：無限定適正意見又は限定付適正意見が表明されている監査報告書（「1」の場合）、会計参与報告書（「2」の場合）、経理処理の適正を確認した旨の書類《→様式 P4》（「3」の場合）

59　公認会計士等の数

常勤の職員であって、次の①から④のいずれかに該当する者の人数を記入する。

①公認会計士であって、公認会計士法第２８条の規定による研修を受講した者
（公認会計士として登録されていることが前提）

②税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者
（税理士として登録されていることが前提）

③1 級登録経理試験に合格した年度の翌年度※の開始の日から５年経過していない者

④1 級登録経理講習を受講した年度の翌年度※の開始の日から５年経過していない者

※年度：４月１日～３月 31 日

確認資料： ・資格等を証明する書類および登録経理講習の修了証（建設業経理士 CPD 講習修了証）の写し

・常勤性を確認する書類（※技術職員の確認資料と同様）

60　二級登録経理試験合格者等の数

常勤の職員であって、次の①、②のいずれかに該当する者の人数を記入する。

①2 級登録経理試験に合格した年度の翌年度※の開始の日から５年経過していない者

②2 級登録経理講習を受講した年度の翌年度※の開始の日から５年経過していない者

※年度：４月１日～３月 31 日

確認資料： ・資格等を証明する書類および登録経理講習の修了証（建設業経理士 CPD 講習修了証）の写し ・常勤性を確認する書類（※技術職員の確認資料と同様）

61　研究開発費（2 期平均）

審査対象事業年度と前審査対象事業年度の、注記表（様式第 17 号の 2）に記入した研究開発費の平均の額を記入する。ただし、項番 58「監査の受審状況」で、「1」（会計監査人の設定を行っている）としている場合に限る。項番 58 で「1」以外とした場合は「0」を記入する。

確認資料：有価証券報告書（2 事業年度分）

62　建設機械の所有及びリース台数

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から 1 年 7 か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令等に規定する建設機械のうち加点対象となる建設機械について、その台数の合計を記入する。

※加点対象となる建設機械

・ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの

・ブルドーザー：自重が三トン以上のもの

・トラクターショベル：バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの

・移動式クレーン　：つり上げ荷重三トン以上のもの。固定式クレーンは対象外。

・ダンプ車　：車検証の車体の形状欄にダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラと記載があるもの。キャブオーバは対象外。

※自家用（白ナンバー）または営業用（緑ナンバー）のいずれも対象で、営業許可業種は問わない。

※軽自動車のダンプは対象外

※備考欄に「積載物は土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は対象外

・モーターグレーダー：自重が五トン以上のもの

・締固め用機械　：ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラーが対象

・解体用機械　：ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が対象

※　１台のベースマシンに複数の解体用アタッチメントを現場に応じて装着し解体用機械として使用しているときに、<u>複数の解体用アタッチメントの特定自主検査記録表等に同一のベースマシンの車台番号が記載されている場合は重複して加点できない（１台分のみの評価とする）</u>

※ <u>ベースマシンが「ショベル系掘削機」などとして既に経審上評価されている</u>

場合には、当該ベースマシンに装着する解体用アタッチメント単独で評価をすることはできない

・高所作業車　：作業床の高さ２ｍ以上の高所作業車
※「高所作業部分」と「下部走行体部分」で特自検が分かれているものについては、それぞれの特自検の提出が確認できなければ経営事項審査では評価できない

・アスファルトフィニッシャ　：車検証の車体の形状欄に「アスファルトフィニッシャ」と記載のあるもの

・不整地運搬車　：労働安全衛生法施行令第 13 条第３項第 33 号に掲げる不整地運搬車

確認資料：（※提出が必要：申請書類等・添付書類とは別にホチキスで綴じて提出すること）

① 保有建設機械一覧表《→様式 P11》

② 所有またはリースが確認できる書類(売買契約書、リース契約書(リース契約期間が審査基準日後１年７ヶ月に満たない場合は誓約書《→様式 P13》も提出)、固定資産減価償却内訳明細書等)

③検査日から１年以内の期間内に決算日(審査基準日)が含まれる特定自主検査記録表

④移動式クレーン検査証（審査基準日が有効期間内であること）
※移動式クレーンは③の代わりに提出。

⑤自動車検査証（車検証）
（初度登録年月が審査基準日以前であり、審査基準日が有効期間の満了する日以前であること）
※ダンプ、アスファルトフィニッシャは③の代わりに提出。
※電子車検証を提出する場合、自動車検査証記録事項も併せて提出。
※新しい車検証に更新する際、前の車検証は返却してしまいますので、審査基準日以降申請までの期間に車検を受ける車両がある場合は、忘れずにコピーを取ってください。

⑥カタログ（移動式クレーン、ダンプ、アスファルトフィニッシャは不要）
当該建設機械の形状、型式、性能が確認できるものを抜粋。
カタログが入手できない場合は、当該機械の全体像、型式が識別できるように撮影した写真でも可。

※①保有建設機械一覧表について、令和８年４月審査分からは正本１部、副本１部を提出すること。令和９年４月審査分からは前期の副本を提出することにより、前回受審時に「所有」と認められた機械に関しては②所有が確認できる書類および⑥カタログは省略可能。

イメージ

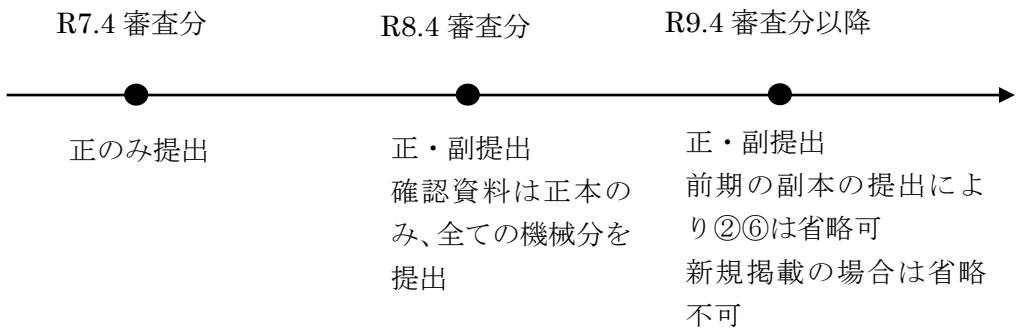

※ 項番 62 に記入した台数が 15 台を超える場合、確認資料は 15 台分のみの提出でよいが、審査において加点対象と認められないものがあった場合は、追加資料の提出を求める。それに応じられない場合は、確認できた台数分のみの評価とする。

63　エコアクション２１の認証の有無

一般財団法人持続性推進機構による認証を受けている場合は「1」を記入する。

確認資料： 一般財団法人持続性推進機構による認証・登録証の写し

64・65　ISO9001 の登録の有無、ISO14001 の登録の有無

審査基準日において、（公財）日本適合性認定協会または同協会と相互認証している認定機関により、国際標準化機構第 9001 号及び第 14001 号の規格により登録されている場合はそれぞれ「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。ただし、登録範囲に建設業が含まれていない場合や、登録範囲が一部の支店等に限られている場合などを除く。

確認資料： 審査登録機関の認証を証明する書類の写し、認証範囲を確認することのできる書面の写し